

ひろしま産業政策懇談会 設置要綱

(目 的)

第1条 本県産業の持続的な発展に向けて、今後進むべき方向性などをまとめる新たな産業振興ビジョンの策定に向けた検討等を行うことを目的として、ひろしま産業政策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 新たな産業振興ビジョンの策定に関すること
- (2) 本県産業の持続的な発展に向けた産業政策のあり方に関すること
- (3) その他懇談会の調査審議において必要とされる事項

(構成等)

第3条 懇談会は、商工労働局長が委嘱する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県内企業
- (3) 労働団体
- (4) 経済団体
- (5) 行政機関
- (6) その他懇談会の協議を進める上で、意見を聴く必要が生じた場合は、オブザーバーとして委員以外の出席を求めることができる。

2 委員の任期は1年とする。

(会長等)

第4条 懇談会には、委員の互選により、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、懇談会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

(ワーキング・チーム)

第6条 懇談会に、必要に応じてワーキング・チームを置くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会において定める。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、商工労働局総務管理部商工労働総務課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。